

会議録

| | |
|--------|--|
| 会議の名称 | 令和2年度 第3回福津市郷づくり推進協議会代表者会議 |
| 開催日時 | 令和2年11月20日(金)14:00～15:25 |
| 開催場所 | 市立図書館2階 研修室1 |
| 委員 | 勝浦：新海 悦生、荻原 哲夫 津屋崎：山脇 清、御厨 忠男(欠席) 宮司：坂根 康廣、藤山 昇(欠席) 福間：佐伯 美保、梅谷 寧次 神興：富松 亨一、山西 祐司 上西郷：高木 文明、檜原 純江 神興東：奥 弘子、樋口 英典(欠席) 福間南：石橋 和義、清原 徹 |
| 専任事務局員 | 勝浦：戸畑貴子、津屋崎：大神常男、宮司：三原道雄、福間：廣渡策生 神興：君嶋久美子、上西郷：吉田由美子、神興東：中里恵子、福間南：古里美津子 |
| 市 | 原崎市長 松田副市長 総務課：笹田係長、井上 |
| 事務局 | まちづくり推進室：八尋理事、石井室長、向井係長、長 |
| 会議 | 内容 |
| | 配付資料 |

1. 市長あいさつ
2. 依頼・説明事項
 - (1) 福津市長選挙における投票管理者等の選任について【依頼】(総務課)
 - (2) 福津市みんなですすめるまちづくり基本条例の見直しについて(まちづくり推進室)
 - (3) 令和3年度郷づくり推進事業交付金について(まちづくり推進室)
 - (4) 学校新設等に関する報告について(まちづくり推進室)
3. その他
 - (1) 台風10号接近に伴う市の対応について

- 投票管理者等の選任について(依頼)
- 福津市みんなですすめるまちづくり基本条例の見直しについて
- 令和3年度 郷づくり推進事業交付金の交付予定額(資料1)
- 令和3年度 郷づくり推進協議会における予算配分のための資料(資料2)

会議内容(要点)

1. 市長あいさつ

市長があいさつを述べた。

2. 依頼・説明事項

(1) 福津市長選挙における投票管理者等の選任について【依頼】(総務課)

(総務課)

各地域の有権者の中から、投票管理者と投票立会人のご推薦をお願いします。ご推薦いただいたら、会長に配布している推薦者一覧に必要事項をご記入の上、選挙管理委員会の事務局がある総務課まで提出をお願いします。

※詳細について配布資料を基に説明した。

・会長より福間地域と福間南地域の第4投票区の投票立会人の人数の誤りについて指摘があった。

(総務課)

確認し、後ほど正式な人数を依頼させていただく。

(会長)

コロナ禍の中、投票所ではどのような対応をとるのか。

(総務課)

現段階で考えているコロナ対策については、以下の通りである。

- ・立会人の座席→座席の前にパーテーションを設置
- ・入場者→自動で消毒液が出てくる噴霧器を用意し、手指消毒を徹底
- ・換気→扇風機等を設置し、常時空気の入替えを行う
- ・選挙に従事する職員→受付の前にパーテーションを設置し、常時移動する職員にはフェイスシールドを配布

(会長)

入口に設置してある消毒に気づかない人もいると思うが。

(総務課)

常に入口にいる介助人が確認を行う。また、受付でも確認を行い、手指消毒を徹底する。

(会長)

立会人にはマスクが配布されるのか。

(総務課)

マスクは投票所に常備するため、立会人に限らずマスクをしていない人には配布する。

(委員)

体温は測るのか。

(総務課)

現段階では、体温は事前に測ってきていただくことを考えている。万が一測ってこなかった人がいた場合、各投票所に配置した非接触型の体温計で計測する。

体温が高い人がいた場合、その方が投票する時間については一旦出入りを制限し、投票後の消毒を

徹底した後、次の人をご案内する。

(会長)

体温を測ってきたかどうかを逐一確認するのか。

(総務課)

基本的には、事前に測ってきていただくことを周知するのみである。体温が高いからといって投票権がなくなるわけではないため、投票していただくための対策をとっていきたい。

(会長)

例えば別室で投票するといった対応になるのか。

(総務課)

隔離とまではいかないかもしれないが、一人用の記載台を配置し、集団から離れたところで投票することも想定される。

(委員)

密を避けるために、期日前投票の案内の中に、できるだけ期日前投票を利用するよう周知してほしい。

(総務課)

期日前投票所も同等のコロナ対策を講じていく必要があると思うので、投票所が密にならないよう、今後検討していきたい。

(委員)

鉛筆は使い回しか。

(総務課)

鉛筆は持ち込みを可能とし、これについても周知していく。持って来られない人に関しては、使い捨ての鉛筆を準備する。

(総務課)

記載台については間隔をあけて配置する予定である。

(会長)

記載台の消毒は行うのか。

(総務課)

アルコールのウェットティッシュで定期的に消毒を行う。

(会長)

受付のシステム上、いつ誰が来たかという情報は把握できるのか。

(総務課)

把握できる。もし感染者が出た場合は、そのデータが活用されることも考えられる。

(2) 福津市みんなですすめるまちづくり基本条例の見直しについて(まちづくり推進室)

(まちづくり推進室)

前回の代表者会議でまちづくり基本条例の見直しについて説明し、本会議で地域ごとに意見をいただくようお願いしていた。時間の制約上、この場ですべての意見を聞くことは難しいため、特に重要なものについて意見をいただければと思う。詳細については後日、確認させていただきたい。

(委員)

役員会場で条例の改正について意見を求めたが、特に出なかった。しかし、策定されてから 11 年間見直されていなかったということで、時代に即した見直しがされていなかったのはよくないとの感想が出た。

(委員)

まだ見直しについて詳しく話はできていないが、地域の現状として高齢化が進んでいることが挙げられる。農業は福津市の産業の一つとなっているが、農業従事者の高齢化も進んでいるので、そのところも含めてまちづくりを進めてほしい。

また、地域のほとんどが市街化調整区域になっており、家も建てられず、人も呼べない状態になっている。あと 10 年もしないうちに空家が増え、農業従事者もいなくなると思う。このことから、市街化調整区域の解除についても考えてほしい。

(委員)

この件について話し合ったが特に意見は出なかった。我々の地域も高齢者が極端に増えているので、これがまちづくりでも問題になってくるのではないか。

(委員)

役員会で検討した。その中で、文言の見直しだけでなく、描写そのものも改正すべき点があるとの意見が出た。改正のやり方についても、市民参画型の改正検討委員会等を立ち上げ、改めて改正案を提示し、パブリックコメントを受けた上で改正するという手順を踏んでいったらどうかという意見が出た。

また、役員会で「市民公益活動が新たに加えられたが、これがなかったことで何か不都合な事があるのか。」という質問が出た。

(まちづくり推進室)

同様の条例で、宗像市や福岡市が入っていたことから、今回改正案として提示した。

(委員)

提案として、検討委員会のメンバーを郷づくり推進協議会や NPO 団体などで構成してはどうか。

提案理由①

本条例は市民参画型でまちづくりを進めることを謳っているものであるが、11 年間見直されておらず、市民からみても非常に不備が多い条例のように思われる。そのため、改正にあたり、本条例の趣旨に沿った市民参画型で見直しを行っていくべきである。

提案理由②

用語の定義が非常に曖昧で、本条例の目的である共働を進めていくためには、用語の定義を明確にする必要がある。また、「市民公益活動」という概念を追加するのであれば、「市民公益活動団体」の定義や「市民公益活動団体」との共働の在り方や仕組みについても明記すべきである。

提案理由③

そもそも福津市と他市の条例はつくりが違いため、もし他市を参考にするならば、条例の成り立ちや目的、内容を詳細に検討することが必要である。単純に、一部の文言だけを引用・追加するというのはまちづくり基本条例の基本原則に沿わない。

他にもたくさんの意見が出たが、言いたいことは、代表者会議の中で出た意見だけで条例を改正しようとするまちづくり推進室の提案自体が、そもそも本条例に沿わない。学校建設の件にも関わるが、市

がまちづくり基本条例通りにことを進めていけば、今のようなごたごたした問題にもならなかった。きちんと説明責任を果たし、情報開示をするなど、市民参画の仕組みを利用した条例改正を提案する。

(委員)

特に意見はない。

(委員)

今後近いうちに、自治会長に意見を聞く場を設けたい。

(委員)

地域に意見を求めることはしていないが、個人的に思っていることを述べさせていただく。

まず、「市民公益活動」の定義が「公益性のある活動」となっており、公益性のある活動とは何かそもそも分からない。また、定義の中に目的が入っているものと入っていないものがあるなど、細かいところで気になる点がいくつかある。

特に違和感があるのは、指針が見えないところ。12 年前に策定された条例、いわゆる、共働によるまちづくりを進めるための初めの基本的な考えのみでつくられた条例をそのまま使うのか。例えば、策定時の 11 条の中には、「郷づくり推進協議会を設立し」とあり、郷づくり推進協議会を発足し、これを発展させていくという基本条例の指針となるものがあつた。しかし、今回の改正案をみても、市の目指す方向が見えてこない。市として、「これを目指していきたい」という旗印は表せないのだろうか。

(会長)

役員会等で諮っていない。

個人的な意見として、市は市民と共働していきたいと言っているが、本当にそう思っているのだろうか。と疑問に感じる。というのも、第 2 条の 7 項の「市」の定義に「市長、教育委員会、選挙管理委員会…」とあるが、市職員という文言が入っておらず、市職員が郷づくりの活動に関わっていく姿勢が見えない。市として共働していくというのであれば、市職員が郷づくりの活動に関わっていくべきである。

(まちづくり推進室)

本条例が 11 年間改正されていないことや、令和 2 年度中が改正を検討する 4 年の節目の年であったことから、今回の改正では、明らかに違う部分を変えることが趣旨としてあつた。そのため、市民の意見を広く求めることはしていなかった。

今回、改正のやり方や文言等についてご意見をいただいたが、本日すべての意見を聞くことができないため、追加の意見は、今後事務局員会議等でもいただきながら、市としても、条例そのものを見直していくのか、それとも今回提案させていただいた改正案を見直すに留めるのか、改めて考えていきたい。

(委員)

字句訂正であれば、「市民公益活動」は入れるべきではない。「市民公益活動」の文言を入れるのであれば、定義と団体の定義、共働の在り方や仕組み等を明記しなければ意味がない。抜本的に福津市で最も遅れている共働の仕組みなどを組み込むことが、新しく市が目指すべき方向だと思う。

新たに条例の改正をするのであれば、字句訂正では済まないため、その見極めも必要である。

(3) 令和3年度郷づくり推進事業交付金について(まちづくり推進室)

※まちづくり推進室が、配布資料を基に令和 3 年度郷づくり推進事業交付金について説明した。

(委員)

防犯灯 LED 化推進事業を行っていると思うが、自治会長より、今年度は予算がないため来年度申請するように言われたとの声を聞いた。どうにかできないか。

(市長)

締め切り期間に間に合わず、次年度に申請してもらうようお願いしているケースがあることは聞いている。

(まちづくり推進室)

防犯灯の LED 化に対する補助金制度は令和 2 年度から始まっており、令和 2 年度に工事を実施する自治会には、前年度の令和元年の 9 月末までに計画書を提出してもらっている。工事実施年度の前年度に提出していただいた計画書をもって予算化し、工事実施後にあらかじめ予算化している枠の中から補助金を出す仕組みである。

締め切り期限後に追加で申請できないかという相談は何件かいただいており、当初予算に組み込んでいないことから、予算がないというお答えをしていたが、可能であれば(間に合えば)、補正予算で対応するといった救済策を考えていかなければと思っている。

(4) 学校新設等に関する報告について(まちづくり推進室)

(まちづくり推進室)

※9 月 29 日の代表者会議以降の学校建設に係る経緯について説明した。

(委員)

市民意向調査の提言書の内容はどういったものだったのか。

(まちづくり推進室)

詳しい内容は市ホームページに掲載している。

かいつまんで説明すると、参加者の年齢は 18 歳から 70 歳までで、「過密校の解消をとにかく急いでほしい」、「学校を建てずに何とかならないのか」、「竹尾緑地に建ててほしい」、「中央公民館に建ててほしい」、「子どもはいないが、竹尾緑地が危ないと聞き近所で不安だから参加した」など、さまざまな意見を持った方がいらした。

詳細については市ホームページでご確認いただきたいが、市が受け止めなければならないと感じたことは、この会議を行うにあたり、市民に向けた情報があまりにも少なすぎた点である。市が情報を整理できておらず、情報が与えられない中、話し合いをしろというのは難しいのではないかという不満の声を多くいただいた。

(委員)

前回、教育総務課から、適正規模は 12~24 教室との説明があったが、文部科学省に確認したところ、適正規模は 12~18 教室とのことだった。事前にまちづくり推進室に本会議で訂正いただくようお願いしていたが、今回説明がないのはどうしてか。

(まちづくり推進室)

事前にお話をいただいていたため、教育総務課には伝えた。ただ、これに関しては見解が相違しているということだった。

本日、改めてお話をいただいたということで、必要であれば次回以降、教育総務課に説明を求めていきたい。

(委員)

手元に教育委員会からいただいた資料が 5 つくらいあるが、説明が変わっていったり、説明された内容とは異なることが記載されていたりする。また、教育委員会のホームページには、不確かな情報が安全であると掲載されていたり、計画通りに進めたら過大な環境破壊が行われ、緑の部分が少なくなるはずなのに、明らかにそうはならないであろうイメージ図が掲載されていたりする。そして、いまだに訂正されていない。市民は有益な情報を知る権利があるため、いち早く教育委員会として正確な情報を開示

すべきである。

また、竹尾緑地案に予算はつけないとの市長の意向をお聞きしたが、もし竹尾緑地に学校が建ったとしても、福間南小の生徒数は 1441 人から 1401 人にしかならず、40 人しか減らない。福間小については、1151 人が 1439 人になり 288 人増える。過大規模校を解消するための学校建設であるはずが、これでは過大規模校の根本的な解決にならない。福津市の予測でも、福間南小校区は令和 5 年から人口が減っていくことがわかっているのに、そこに 55 億円かけるのか。総合的に見たときに、市民への情報開示の仕方が非常に偏っている。信頼に足る教育委員会であってほしいと思うし、情報開示についてはまちづくり基本条例に沿ったやり方で行ってほしい。

(まちづくり推進室)

今いただいた意見も教育総務課に伝えておく。

3. その他

(1) 台風 10 号接近に伴う市の対応について

(会長)

台風 10 号発生に伴う市の対応について、防災安全課より自治会長に文書が出されている。しかし、この内容を見てみると、市がどのような体制で対応するのか非常に不明確である。前回の代表者会議で多くの意見が出たにも関わらず、本日防災安全課より説明がないのはなぜか。いつ自然災害が発生するか分からない中、市の姿勢が全くわからない。各自治会が災害対応に取り組むだけで、郷づくりとして取り組まなくていいのであれば、そちらの方がいいと思うが。

(市長)

台風発生後に各地域からいただいた意見を踏まえ、9 月下旬から 10 月上旬にかけて部長会議を行った。防災安全課で取りまとめた反省点やそれぞれの部長から出された情報を共有した。また、議会でも、全員協議会の場で、市の対応についてご指摘いただき、謝罪も含め、地域の皆さまと一緒に頑張って対応していくための総括をしている段階であることを申し上げた。

本日、担当課より、反省点や今後の取組等について報告し、各協議会の皆さまからご意見を賜る機会を設けるべきであったと反省している。

この件に関しては、12 月議会でも、郷づくりと行政との関係について答弁を求められている。郷づくり推進協議会に対しては、書面になるかもしれないが、できるだけ早く前回いただいた意見に対して回答したい。

(委員)

自治会長に文書がきちんと出されているが、「大変ご迷惑をおかけしました。」という一言もなかった。「私どもはこうしました。収容人数も足りていると思います。」とただ事実を述べるだけで、避難所開設前に移動された方に対する謝罪や今後の課題について一切言及されていなかった。それを見て、こういうところから行政に対する不信感が増幅していくと感じた。

(市長)

後ほど担当課より出した文書を確認する。大変申し訳ない。

(委員)

防災訓練について、毎年 11 月の第 1 土曜日に実施されているが、時期を 9 月頃に早めてもらえないだろうか。というのも、自治会長や郷づくりの防災担当が、防災訓練後に振り返りや地域の防災体制について見直しをしたいと思っていても、1 年で自治会長を交代する人が多く、12 月頃から次年度の役員選考に手一杯になってしまい、何かしたいと思っていてもできない状況にあるからである。

(市長)

実施時期については、検討させていただきたい。

(会長)

一斉防災訓練が行われた後、後日、自治会より防災安全課に人数を報告するようになっているが、実際に災害が発生した際に、後日人数を報告するだろうか。実態に即した訓練をしないといけないのではないか。台風当日は、市役所に何回連絡しても電話が繋がらない状態であったが、郷づくりも各自治会と連絡を取り、その情報を市に伝達するというような訓練を行った方がいいのではないか。訓練内容を検討してはどうだろうか。

(市長)

一斉防災訓練を始めて 6 年経った今、一斉防災訓練の在り方や趣旨について改めて考え、検討していく必要があると感じている。

(会長)

以上で代表者会議を終了する。